平成２５年（フ）第５１９号
新潟市西蒲区馬堀6001番地33、前住所新潟市西蒲区和納2478番地69
債務者　齋藤　君子
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５号
新潟市中央区南出来島１丁目10番１号　ヴィラサザン605号、前住所新潟県長岡市大島新町１丁目2007番地５
債務者　高橋　　忠
1　決定年月日時　平成26年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２９号
富山県魚津市並木町10番９号
債務者　竹澤　桂子（旧姓明神）
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２６年（フ）第３号
金沢市窪５丁目633番地　伏見台ビル407号、従前の住所金沢市末町12の１番地67
債務者　松谷　法臣
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第４号
金沢市窪５丁目633番地　伏見台ビル407号、従前の住所金沢市末町12の１番地67
債務者　松谷紀代美
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１４号
石川県かほく市内日角西71、住民票上の住所金沢市神谷内町葵１番地16
債務者　高平　敬司
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１６号
金沢市米泉町３丁目103番地１　浦マンション102号室
債務者　宮下　光子
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第９５号
長野県諏訪市大字湖南1545番地１　湖南団地616
債務者　清水　美希（旧姓藤森）
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第２８５号
岐阜県各務原市緑苑東２丁目２番地１　緑苑東30棟103
債務者　田中なり子
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第４３１号
岐阜市大洞桜台１丁目１番地　市営住宅大洞緑団地１号棟128号室
債務者　吉田　聡美
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第４７４号
岐阜県関市中之保5728番地１
債務者　土屋　昇一
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第４７５号
岐阜県羽島郡笠松町米野395番地
債務者　森　　千晴
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第４８２号
岐阜県各務原市蘇原吉野町３丁目57番地２
債務者　小林つばさ
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１４号
岐阜市大洞西８番16―301号　市営住宅大洞団地
債務者　長谷川陽子（旧姓明石・井上）
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２３８号
滋賀県栗東市大橋６丁目５―22　イースト・ドミール103、住民票上の住所大津市北大路３丁目25番25―216号
債務者　西岡　貴子
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３２２号
滋賀県栗東市御園1949番地　201号
債務者　奥村あゆみ（旧姓竹内・才賀）
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３４１号
滋賀県草津市橋岡町27番地１　ベルエポック305号室
債務者　戸田　勝次
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
大津地方裁判所民事部